

業務名称： 07－鈴が峰団地法面修繕工事監督業務

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、別冊資料1の「工事監督業務委託共通仕様書（Ⅱ）」とする。
- 2 受託者は、機構と工事受注者が締結した工事の契約内容（契約図書等）、土木工事監督技術基準（令和6年度版）、造園工事監督技術基準（令和6年度版）、土木工事施工管理基準（令和6年度版）、造園工事施工管理基準（令和6年度版）及び保全工事事務取扱要領（平成28年度版）に基づき、完全に履行されるよう工事監督業務を行うものとする。
- 3 受託者は、「別表」の工事（以下「対象工事」という。）について工事監督業務を行うものとする。
- 4 受託者は、月毎の配員構成を作成し「業務実施計画書」により機構担当職員に提出しなければならない。各技術者の資格基準は表1による。
- 5 受託者は、機構担当職員と業務の処理に係る協議を行い、又は承諾若しくは指示を受けた場合は、その都度「業務打合せ記録簿」を2部作成し、うち1部を機構担当職員に提出して確認を受けなければならない。
- 6 受託者は、監督業務の履行日毎に「業務処理結果報告書」を作成し、機構担当職員の要求ある都度、速やかに提出して確認を受けなければならない。
また本業務の完了時には、本業務の全履行期間に係る「業務処理結果報告書」を提出し確認を受けること。
- 7 受託者は、業務の実施に必要な設備、備品等を備え付けなければならない。但し、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。
- 8 受託者は、対象工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲内における変更資料を作成し、機構担当職員に提出しなければならない。
また、工事受注者が作成する施工図、変更図の照査作業を行うこと。
- 9 受託者は、事前に団地管理業務受託者との協議（居住者への周知、施工計画書、共通仮設）を行い、承諾を得るものとする。
- 10 駐車場利用車両に係る対応について
受託者は、駐車場及びその周辺における工事に伴う駐車場利用車両の移動に際し、以下の業務を総主任と連携し実施すること。当該業務の実施にあたっては、業務着手前に業務計画書を提出し、業務完了後に報告書を提出すること。
 - ① 駐車場移動計画の確認及び団地管理業務受託者との調整
 - ② 駐車場仮移動及び戻り通知文書の作成、配布（個別訪問説明を含む）
 - ③ 駐車場仮移動及び戻り状況等の確認、利用者対応等
- 11 受託者は、現場における安全、その他の規則については関係法令等を遵守するとともに工事受注者に対し、これらを厳守させるよう指導監督しなければならない。
安全管理にあたっては、施工する同種工事の事故事例について機構担当職員に照会のうえ、内容を確認すること。また、工事受注者より提出された工事計画書について、不足等がある場合には更に詳細な工事計画書の作成を指示すること。なお、必要に応じて作業手順書を確認すること。
- 12 受託者は、別冊資料2の「監督員検査行為 計画・実施チェックシート(例)」及び別冊資料3の「監督記録」に基づき、立会い・確認時における①監理項目、②検査行為の実施計画（確認時期、数量、頻度及び確認回数）、③検査行為等の結果、④立会等の箇所及び指摘箇所を詳細に記録し、機構担当職員の確認を受けること。
- 13 各工事の工期末からの14日間については、以下の業務を行うものとする。
 - ① 「工事監督業務共通仕様書（Ⅱ）」第26条第2項から第6項に定める業務
 - ② 関係官庁検査立会業務
 - ③ 当機構の引継業務
- 14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 工事の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

15 共通仕様書第3条及び第4条に係る資格基準（表1）

(1) 土木・造園に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資 格 基 準
管理技術者	① 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者 ② 1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）による合格者証の交付を受けている者 ③ 土木学会認定（上級又は一級）土木技術者の資格を有する者 ④ R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ⑤ 公共工事等を発注する国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人の技術職としての実務経験を25年以上有する者 注）上記の他、入札説明書による。
主任監理員	① 1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有する者 ② 原則として、2級（土木又は造園）施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 ③ 職務経験等により①と同等の能力を有すると認められる者

(2) 電気設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資 格 基 準
主任監理員	① 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、電気主任技術者又は電気工事施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する者 ② 第1種電気工事士の資格取得後2年以上又は第2種電気工事士の資格取得後2年以上の実務経験を有する者 ③ 大学卒業後6年以上又は工業高等学校卒業後10年以上の実務経験を有する者、若しくはこれに準ずる者
監 理 員	① 主任監理員と同等の資格を有する者 ② 主任監理員の資格基準には該当しないが、相当の能力を有すると認められる者

(3) 機械設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受託者の体制	資 格 基 準
主任監理員	① 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級又は2級）又は空気調和・衛生工学会設備士の資格を有する者 ② 大学卒業後6年以上又は工業高等学校卒業後10年以上の実務経験を有する者、若しくはこれに準ずる者
監 理 員	① 主任監理員と同等の資格を有する者 ② 主任監理員の資格基準には該当しないが、相当の能力を有すると認められる者

注1）資格は、職階毎に、何れかの条件を満たしていればよいものとする。

注2）複数の工種の資格基準を満たす者は、それらの工種を兼任することができる。

16 受託者は、工事請負契約書第31条による検査の他、機構の発意により指導検査を行う場合には、

これに立会うものとする。なお、指導検査は、機構の指示により実施するものであるが、その実施時期等については受託者が機構担当職員と協議するものとする。

指導検査の内容は、表2の「出来形及び品質の検査」とし、低入札価格工事においては表3の「工事の実施状況の検査」を早期に1回実施するものとする。

表2 出来形及び品質の検査

	項目	実施時期
1	基礎工（基礎材、杭基礎 等）	施工状況が確認できる時期
2	コンクリート工（配筋、打設面 等）	配筋の状況が確認できる時期
3	擁壁工（基礎、裏込め材 等）	基礎、裏込め材等の施工状況が確認できる時期
4	地盤改良工	施工状況が確認できる時期
5	排水工（管・マンホール等の施設 等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
6	道路工（路盤、道路付属物の基礎 等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
7	その他	状況に応じて実施

表3 工事の実施状況の検査

	項目	関係書類	留意事項
1	契約書などの履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書 ・ 共通仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事請負契約書、共通仕様書に基づく契約提出書類(施工体制台帳等)の処理内容及び履行状況
2	工事施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画書、施工計画書 ・ 工事記録、その他関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示、承諾、協議事項などの処理内容、支給材料、貸与品及び工事発生品の処理、その他の施工状況 ○ 工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施工程表 ・ 工事記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工程管理状況及び進捗状況
4	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書、設計図書 ・ 工事記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・衛生管理状況 ○ 交通処理状況及び処置内容 ○ 関係法令の遵守状況

17 その他

(1) 施工体制の把握

土木工事監督技術基準に定める「監督実施内容表1. (3) (施工体制の把握)」は、別冊資料4の「施工体制の把握について」により行うものとする。

(2) 業務の一部再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は、請負わせることができるものは次に掲げる場合をいう。

- ① 電気、機械等職種業務で、土木及び造園職種業務を除いた業務量が少ない場合
- ② 監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合
- ③ 監督業務の一部で専門的な技術（特殊工法など）を要する場合

(3) 施工プロセスチェックシートの作成

受託者は「施工体制」、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、別冊資料13の「施工プロセスチェックシート」により記録し、総括監督員及び副総括監督員等に報告する。期間は原則、工事着手から完成までとし、頻度は1回/月とするが、工事受注者に対し助言・指示指導を行った場合には、（標準頻度にかかわらず、）内容・日付・対応状況について正確に記録する。

(4) 法令等に基づく届出等チェックリスト

受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、工事受注者

より、別冊資料15の「法令等に基づく届出等チェックリスト」を、施工計画書等と併せ、当該工事着手に必要な時期までに、提出させ、これを確認する。

受託者は、確認済み「法令等に基づく届出等チェックリスト」を機構担当職員及び設計担当者に提出する。

工事期間中は「法令等に基づく届出等チェックリスト」の届出等提出予定日までに当該届出等が提出されているか、定例会議等において、工事受注者、受託者、総主任業務受託者、設計担当で定期的に相互に確認し、提出されていない場合は、機構担当職員及び設計担当者に報告する。

(5) 兼務について

管理技術者及び主任監理員については、その業務を兼務しないことを原則とする。

但し、本業務の履行にあたり、工事規模、内容等により監督業務の執行に支障がないと判断される場合は、主任監理員は管理技術者を兼務することができる。

(6) 業務成績評定

本業務は、業務成績評定対象業務である。受託者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(7) 個人情報等の取扱い

受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと。

(8) 工事受注者及び下請負人の社会保険等への加入の有無に関する確認

① 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。

② 「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、総括監督員が別冊資料12の業務を実施するので、受託者は、総括監督員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。

(9) 検査行為の立会い・確認頻度

「土木監督技術基準」及び「造園監督技術基準」における検査行為の立会い・確認頻度については、別冊資料16による。

対象工事が重点監督を要する場合は、受託者は、別冊資料17の「低入札価格工事における低入監督計画書の作成について（案）」により、委託者が策定する低入監督方針を踏まえ「重点監督計画書」を作成し、機構担当職員の承諾を得ること。また受託者は、「低入監督計画書」に基づき、検査行為の立会い・確認を行うこと。

(10) 労災保険の加入状況確認

受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届（写）※を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、機構担当職員へ報告すること。

※ または労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るもの

(11) 安全管理状況の点検

委託者及び総主任業務受託者により、対象工事の工事受注者による安全管理の状況を、不定期に点検するので、受託者は点検に協力すること。

(12) 安全巡回点検

委託者は、受託者の業務履行状況の点検確認を行うので、受検に協力すること。
確認回数は2回程度を見込むが、確認時期については別途通知する。

(13) 健康増進法の一部を改正する法律に係る対応

受託者は、喫煙を行う場合は、対象工事で設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。

また、団地内の住戸等を監督員事務所として使用する場合において、隣戸への受動喫煙防止のためベランダ等での喫煙は行わないこと。

(14) 居住者への対応・配慮

本業務は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に対する

配慮が求められるものである。団地管理業務受託者と連携して対応することに留意されたい。

(15) 居住者動線への配慮

居住者動線と錯綜する箇所の施工に当たっては、工事受注者が事前に作成する計画（①立入措置、②安全な歩行者通路の明示、③交通誘導警備員の配置）について、当該箇所の施工前に確認すること。

(16) 近隣居住者への配慮

近隣に騒音等の影響が生じる可能性のある場合は、工事受注者が事前に、近隣の集合住宅、施設等にも工事ビラ配布等により周知を実施することを確認すること。

(17) 週休2日促進工事

① 本業務の対象工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）によるものである。

② 対象工事における週休2日の考え方は、以下のとおりである。

イ 「週休2日」とは、対象期間において、すべての月で4週8閉所以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ロ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、年末年始、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、保全措置期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ハ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、当該工事請負契約に含まれる全ての履行中工事の現場において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

ニ 「4週8閉所以上」とは、対象期間内のすべての月ごとで、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 工事受注者より、現場閉所日について協議依頼があった場合、協議に応じ、必要に応じた機構が発注する同一及び近接工区の工事との調整等を行うものとする。

④ 受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成した週休2日の取得計画が確認できる現場閉所予定日を記載した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。なお、同一工区内に機構が発注する他工事の受注者がいる場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように調整がなされた「実施工程表」であるか確認するものとする。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、工事受注者が見直した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。

⑤ 受託者は、工事受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」、「現場閉所届（休工届）」、「取得報告書」等により、対象期間内の現場閉所日数の確認等を行うものとする。また、工事完了後は、受注者が作成した週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」等により、週休2日の達成状況を確認するものとする。

⑥ 受託者は、週休2日促進工事である旨が、仮囲い等に明示されているか、確認等を行うものとする。

⑦ 現場閉所が困難となった場合には、受託者は工事受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議するものとする。

(18) 貸与品等

委託者は、2に示す業務の実施に必要な図書類を受託者に貸与するものとする。なお、不要となった貸与品等については、速やかに返却すること。

(19) web会議の導入

現場定例会議をweb会議形式で行う場合があるので、運用に協力すること。

(20) 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、別冊資料18のウイークリースタンス実施要領に基づき、機構担当職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

(21) 工事現場における情報共有

① スマートフォンの携帯

イ 受託者は、総主任業務受託者、工事受注者及び機構担当職員と情報共有するために、スマートフォンを対象工事ごとに1台配備し、携帯すること。

ロ 配備するスマートフォンは原則、会社支給品、MDM（アプリのインストール制限、遠隔ロックなど）付きのものとする。止むを得ず原則外とする場合は、同様の効果となるよう、各社で責任を持って社員のスマートフォンを管理すること。

また、データ容量10GB/月（10GB 超 1Mbps 保証）、通話上限無、故障保証付、ウイルス対策済のものとする。

② ビジネスチャットの活用

機構担当職員から指示がある場合、情報共有の手段として、上記①のスマートフォンを使用し、セキュリティに配慮したビジネスチャットを活用すること。

イ 工事開始時（着工会議等）において、総主任業務受託者、工事受注者及び機構担当職員とでグループを構築し、工事完了時においては、必ずグループ・メンバーの削除等を実施すること（当該作業については、総主任業務受託者の指示に従うこと。）。

ロ ビジネスチャットでは、個人情報（名前、電話番号、メールアドレス、写真や動画等個人が特定できる情報。）は取り扱わないこと。

ハ ビジネスチャットに要するアカウントは、別途支給する。

③ 本件に係る費用は、月額5,070円（税抜き）を10ヶ月間見込む。

(22) 旅費交通費

旅費交通費として、直接人件費の100分の15を見込む。なお、これによることが適当でないと思われる場合は、別途協議とする。

ただし、受託者の営業拠点（本社・支店・営業所等）が、履行場所から40Km未満かつ通勤時間1時間半未満である場合、変更契約において取止めとする。

以 上

工事監督業務委託特記仕様書（別表）

業務件名	07－鈴が峰団地法面修繕工事監督業務
------	--------------------

No.	工事名称	概略施工規模 (整備面積)等	管理方式		工事工期		監督履行期間		備考
			一般	重点	原工期	変更工期	原履行期間	変更履行期間	
1	07－鈴が峰団地法面修繕工事	・法面工 1式 ・防災施設工 1式 ・防護柵設置工 1式	○		令和7年9月 上旬 (契約締結日の 翌日) ～ R8.6.26		令和7年9月 中旬 (契約締結日の 翌日) ～ R8.7.10		

注1) 上記工事期間及び監督履行期間については予定であり、変更が生じた場合には軽微なものを除き変更対象とする。

1 当初契約の業務には、管理技術者10人工、土木・造園に関する主任監理員59.5人工(プロセスチェックシート作成に係る要員4.5人工及び駐車場利用車両に係る対応要員5人工を含む。)を見込むものとする。

業務概要書

業務名称	07 - 鈴が峰団地法面修繕工事監督業務
履行場所	広島県広島市西区鈴が峰町30番
業務概要	以下の工事内容に係る工事監理一式 ①法面工 一式 ②防災施設工 一式 ③防護柵設置工 一式

履行期間 令和7年9月中旬（契約締結日の翌日）～ 令和8年7月10日（金）

位置図

■ 団地位置図



■ 工事範囲図

